

飛島村小規模請負業務等希望者登録申請書の提出について

【受付期間及び受付場所】

受付期間 令和2年2月3日（月）～令和2年2月28日（金）
令和2年4月1日（水）からは随時受け付けます。
（土曜日、日曜日、祝日は除く）
提出場所 飛島村役場 総務部総務課

【提出書類】

提出書類	様式番号	備考
飛島村小規模請負業務等 希望者登録申請書	様式1	
希望業種一覧表		
許可証明書 （許可通知書）		希望業種の登録許可証明ができる書類 がある場合は提出してください。 写し可
納税証明書 （営業所が飛島村にない場合のみ）		固定資産税、住民税、法人市町村民税 写し可
印鑑証明書		写し可
登記簿謄本 （法人のみ）		写し可

【製本方法】

A4版

【申請の有効期間】

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
（申請を令和2年4月1日以降にされた場合は申請日より令和4年3月31日まで）

【登録できない者】

- あいち電子調達共同システムに入札参加申請に基づく資格業者名簿登録がされている者
- 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- 入札参加資格のある法人の代表者及び役員が登録をしようとする法人の代表者及び役員
になっている等、入札参加資格のある法人の同種関連会社と認められる事業者及びこれ
と同様と認められる個人
- 自ら業として希望業種に係る業務を現に行っていない者
- 発注の相手方として不相当と認められる者